

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	雅テック株式会社	代表者氏名	藤川 雅章
主たる営業所の所在地	高知県香美市土佐山田町 1975 番地 23		
許可番号	高知県知事許可 (般)第 10082 号	許可を受けている建設業の種類	と、管

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年 4 月 5 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 期間 令和 5 年 4 月 20 日から同月 22 日までの 3 日間			
処分の原因となった事実	労働基準法違反		
<p>雅テック株式会社及び同社の代表取締役の藤川雅章は、法定の除外事由がないにもかかわらず、元労働者に対し、令和元年 9 月 22 日から同年 12 月 7 日までの間、毎週少なくとも 1 回の休日を与えなかったとして、令和 4 年 8 月 10 日付けで高知簡易裁判所から、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) の規定に違反するものとして、それぞれ罰金 10 万円の有罪判決を受け、同月 27 日にそれぞれ刑が確定した。</p> <p>このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。</p>			
その他参考となる事項	—		